

豊田市障がい者に関する社会福祉施設等整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 豊田市障がい者に関する社会福祉施設等整備費補助金（以下「整備費補助金」という。）は、社会福祉施設入所者等の福祉の向上を図るため、市内において社会福祉施設等の施設整備を行う社会福祉法人等に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 整備費補助金は「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（昭和17年法律第123号）、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

(交付対象)

第3条 整備費補助金の交付対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（以下「福祉施設整備要綱」という。）」第2の4の表の①欄（3）、（4）、（6）に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業。

(2) 令和5年8月22日こども家庭庁発こ成事第370号こども家庭庁長官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱（以下「育成施設整備要綱」という。）」6（5）の表の①欄（1）ウに定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置主体が設置する施設に係る施設整備事業。

2 前項の規定にかかわらず、社会福祉法人等の役員に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる場合は交付の対象としない。

(補助額)

第4条 補助額は、前条第1項第1号に定める補助事業は福祉施設整備要綱第2の6に定められた方法により算定した額とし、同項第2号に定める補助事業は育成施設整備要綱8（4）イに定められた方法により算定した額とする。ただし、算定した額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、所定の補助金交付申請書及び規則第4条に定める団体調書に次に掲げる書類を添えて、市長が別に指定する日までに提出しなければならない。

(1) 申請額内訳書

(2) 事業計画書

(3) 歳入歳出予算書（見込書）抄本

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 補助金の交付の決定は、第3条第1項第1号に定める補助事業は福祉施設整備要綱第2の8の(6)に規定する条件が付されるものとし、同項第2号に定める補助事業は育成施設整備要綱11(2)イに規定する条件が付されるものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付の申請をした者は、補助金の交付の決定を受けた日から起算して30日以内に申請の取下げをすることができる。

(状況報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次に定めるところにより、補助事業の実施状況を市長に報告しなければならない。

- (1) 工事着工報告書 工事着工の日から7日以内
- (2) 工事進捗状況報告書 別に定める日まで

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、別に定める日までに、所定の補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 精算額内訳書
- (2) 事業実績報告書
- (3) 歳入歳出決算書(見込書)抄本
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の方法)

第10条 市長は、補助事業実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者の請求により支払うものとする。ただし、補助事業者から概算払による請求があったときは、2/3までを2回以内に分けて支払い、実績報告に基づいて補助額を確定した後、残額を支払うことができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 市長は、この補助金の交付を受ける事業者が不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合又は第3条第2項に掲げる場合に該当することが判明した場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。